

30小保年第2417号
平成31年2月14日

小牧市国民健康保険運営協議会
会長 早稲田 幸男 様

小牧市長 山下 史守朗

国民健康保険税の課税限度額等の改正について（諮問）
このことについて、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第11条及び小牧市国民健康保険運営協議会規則（昭和36年規則第2号）第2条の規定に基づき、下記事項について貴協議会の意見を求めます。

記

諮問事項

1 基礎課税額に係る課税限度額について

平成30年度中に、国民健康保険税の課税限度額の取り扱いに係る地方税法施行令の規定が改正された場合に、基礎課税額に係る課税限度額を現行58万円から61万円に改める。

2 応益割に係る旧被扶養者減免の減免期間の見直しについて

応益割に係る旧被扶養者減免の減免期間は、資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。